指定障害福祉サービス事業者等 に対する指導監査について

青森市福祉部指導監査課 令和6年3月 令和5年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導

目次

- I 令和5年度実地指導結果
- 2 主な指摘事項
- 3 指導監査について
- 4 その他

- ○本資料における説明内容は以下のとおりである。
 - 「1 令和5年度実地指導結果」では、今年度実施した実地指導の結果の概要
 - 「2 主な指摘事項」では、今年度に実施した実地指導において指摘することが多かった 事項や、他都市の行政処分事例
 - 「3 指導監査について」では、指導監査の制度の概要
 - 「4 その他」では、遵守すべき法令等の名称、本市における事業別参考データ

1 令和5年度実地指導結果 ① 実施事業所数等

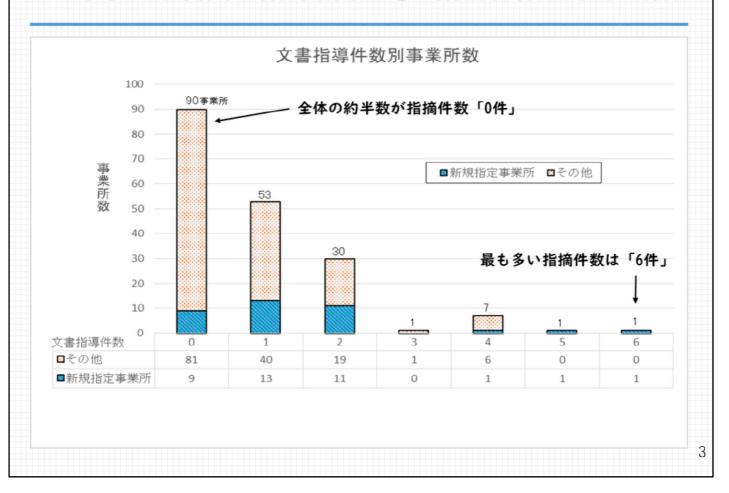
	対象事業所	実施事	事業所	うち文書指	導あり		
						うち報酬返還あり	
	(R6.1.1現在)		実施率		文書指導率		報酬返還指導率
訪問系サービス事業所	182	59	32%	24	41%	3	5%
日中活動系サービス事業所	156	46	29%	30	65%	14	30%
居住系サービス事業所	52	18	35%	11	61%	4	22%
相談支援事業所	96	29	30%	8	28%	0	0%
障害児通所支援事業所	103	31	30%	20	65%	4	13%
計	589	183	31%	93	51%	25	14%

※令和6年1月実施分まで、以下同じ

令和6年 | 月までに全体の約 | /3の事業所に実地指導を実施。 このうちの5 | %の事業所において、文書による改善報告を求めている。

- ○今年度実施した実地指導の結果について概要の説明である。
- ○今年度は、青森市が指定を行っている589事業所の31%にあたる183事業所において実地指導を実施した(令和6年1月実施分まで、以下同じ)。
- ○このうち、51%にあたる93事業所において、文書による改善報告を求める指導(文書指導)を行っている。
 - 事業種別でみると、日中活動系サービス事業所及び障害児通所支援事業所、次いで居住系サービス事業所において文書指導を行っているケースが割合が高い。
- ○実地指導を行った事業所の14%にあたる25事業所においては、報酬返還が生じている。
- ※各事業ごとの内訳はP27に掲載。

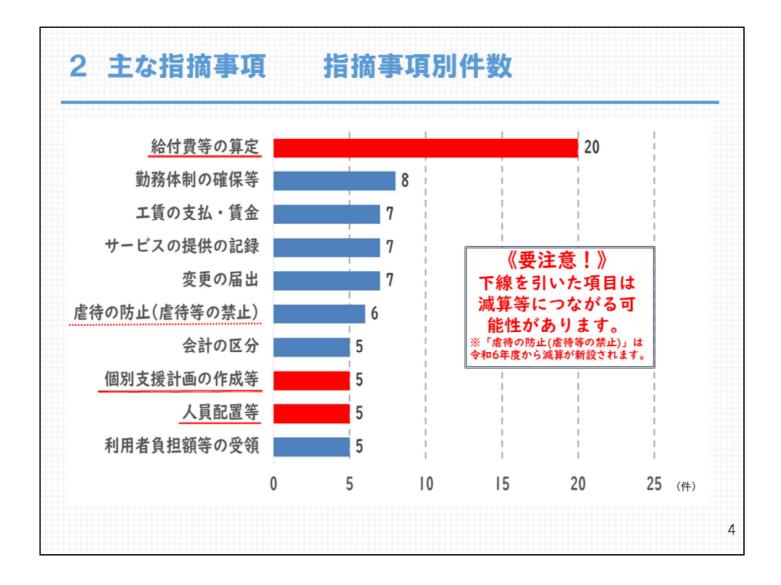
1 令和5年度実地指導結果 ② 指摘件数別事業所数



- ○指摘件数では、90事業所が0件(文書指導なし)で、概ね適正な事業運営を行っていること が確認された。
- ○新規指定事業所においては文書指導を行っている割合が高く、3/4の事業所で文書指導を 行った。
- ○指摘がなかった事業所においても、指定基準等を確認し、適正な運営をお願いしたい。
- ※毎年6月頃までに市ホームページに自主点検表を掲載するので、活用していただきたい。

ホーム > 福祉・健康 > 事業者のかたへ > 福祉・介護事業者 > 障がい福祉事業 > 指導・監査 > 障害福祉サービス事業者等自主点検表

https://www.city.aomori.aomori.jp/shido-kansa/fukushi-kenkou/jigyousha/shougaifukushi/shidou-kansa/2017jisyutennkenn.html



- ○今年度実施した実地指導において指摘することが多かった事項に関する説明である。
- ○指摘事項別に件数を見ると、「給付費等の算定」に関する指摘が最も多く、他の項目と 比較しても突出した件数となっている。
- ○指摘事項のうち、下線を引いた「給付費等の算定」「個別支援計画の作成等」「人員配置等」 については、減算等を伴うこともあるため、特に注意していただきたい。
- ○「虐待の防止(虐待等の禁止)」については、令和4年度から委員会の設置等が義務付けられたが、令和6年度からは《虐待防止措置未実施減算》が新設されるため、事業所の取組状況について再度確認していただきたい。 なお、今年度は指摘件数が少なかったため掲載されていないが、「身体拘束等の禁止」に関する指摘に伴い《身体拘束廃止未実施減算》が適用された事業所もあったことから、併せて取組状況の確認をお願いしたい。
- ○次頁以降で、個々の指摘事項の内容について見ていく。

2 主な指摘事項 ① 給付費等の算定(1)

現状及び問題点

× 共同生活援助サービス費(I)を算定しているが、算定 要件を満たしていない(世話人の配置が4:|以上となって いない)。

是正改善・指摘事項

○ 共同生活援助サービス費(I)を算定する場合は、世話人を、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置すること。

^双象事業

·共同生活援助

- 法 ・報酬的 ・留意
- ·報酬告示別表第15
 - ·留意事項通知第二3(8)
 - サービス条例第197条
 - サービス解釈通知第十五I(3)

※法的根拠の略称はP25・26参照

ポイント

- ・世話人及び生活支援員は、<u>夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯</u>における指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保することとなっており、夜間及び深夜の時間帯に配置された従業者(夜間支援従事者)の勤務時間と区分していただく必要があります。
- ・なお、令和6年度の報酬改定で、指定基準に加えて配置している従業者については、 人員配置体制加算【新設】等で評価されることとなる予定です。

- ○「給付費の算定」についてである。
- ○共同生活援助(介護サービス包括型)において、世話人の数を算定するにあたり、「夜間及び深夜の時間帯」の勤務時間も併せて集計している事例があった。 世話人及び生活支援員については、「夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものする。」とされていることから、夜勤等を行う世話人・生活支援員の勤務時間数の管理に留意すること。
 - ※「夜間及び深夜の時間帯」
 - 一日の活動の終了時刻から開始時刻まで(午後10時から翌日の午前5時までの間は 最低限含むものとする。)を基本として、設定するもの

2 主な指摘事項 ① 給付費等の算定(2)

現状及び問題点

× 送迎加算(I)を算定しているが、I回の送迎につき、 <u>平均10人以上の利用者が利用していない期間があり</u>、算定 要件を満たしていない。

是正改善・指摘事項

○ 送迎加算(I)は、I回の送迎につき、平均10人以上の利用者が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定できる加算であることから、いずれか一方でも要件に適合しない場合は算定しないこと。

対象事業

法

的

根拠

・日中活動系サービス(療養 介護、就労定着支援を除く)

- ·報酬告示別表6 他
- · 留意事項通知第二2(6) 他

ポイント

- ・加算の実績管理は、毎月確実に行ってください。
- ・上記要件の両方を満たしていない場合でも、どちらか片 方を満たしている場合は、送迎加算(Ⅱ)の算定ができ ます。
- ・障害児通所については人数・回数の要件はありません。



- ○日中活動系サービスの一部のサービスで算定可能な「送迎加算」について、要件を満たさず算定をしていたケースが見られた。
- ○送迎加算の中でも単価が高い送迎加算(Ⅰ)については、
 - ・1回の送迎につき平均10人以上の利用者が利用(往・復で別カウント)
 - ・週3回以上の送迎(日単位)
 - の2つの要件のいずれも月ごとに満たすことが必要であるが、月ごとの利用者数の確認を 行わず、結果として人数要件を満たしていなかった。
- ○本加算に限らず、加算を算定する場合は実績管理を確実に行うこと。
- ○なお、上記要件の片方のみを満たしている場合は、単価が低い送迎加算(Ⅱ)の算定が可能となるので、障がい者支援課の指定担当に相談すること。

2 主な指摘事項 ① 給付費等の算定(3)

現状及び問題点

× 食事提供体制加算を算定している利用者の<u>個別支援計画</u> <u>に、食事の提供が位置づけられていない</u>。

是正改善・指摘事項

○ 食事提供体制加算を算定する場合は、食事の提供について個別支援計画に位置づけること。

対象事業

的

根

拠

- ・日中活動系サービス (療養 介護、就労定着支援を除く)
- 法 ·報酬告示別表第6 他
 - ·留意事項通知第二2(6) 他

ポイント

- ・食事提供体制加算については、原則として当該<u>施設内の調理室を使用して調理し、</u> 提供されたものについて算定することができます。出前の方式・市販の弁当を購入 して利用者に提供するような方法は対象とはなりません。
- ・食事提供体制加算は令和6年3月31日までの経過措置でしたが、令和9年3月31日まで経過措置が延長されました。 この延長に際して、新たな算定要件が追加されているので、算定に当たっては十分

7

- ○日中活動系サービスの一部のサービスで算定可能な「食事提供体制加算」について、要件 を満たさず算定をしていたケースが見られた。
- ○当該加算の算定に当たっては、

留意してください。

- ・個別支援計画により食事の提供を行うこととなっていること
- ・原則として当該施設内の調理室を使用して、事業所に従事する調理員により調理され、 提供されるものであること
- が要件となっている。
- ○令和6年度の報酬改定で、経過措置が延長され、算定の要件が次のとおりとなった。 収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用 して、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に所定単位数を 加算する。
 - ① 管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること(外部委託可)又は、栄養ケア・ ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した 献立であること(令和6年9月30日までは、確認を受けていなくても加算を算定して差し支えない)
 - ② 利用者ごとの摂食量を記録していること
 - ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること

2 主な指摘事項 ① 給付費等の算定(4)

現状及び問題点

× 児童指導員等加配加算を算定しているが、算定に必要な 従業者を加配していない。

7. 象事業

- · 児童発達支援
- ・放課後等デイサービス

是正改善・指摘事項

○ 基本報酬の算定に必要となる従業者の員数に加え、 I 名 以上(常勤換算による算定)の従業者を配置すること。 法的根

拠

- ·通所支援報酬告示別表第1、 第3
- ·通所支援等報酬告示留意事 項通知第二2(1)、(3)

ポイント

- ・指定基準上の人員配置を満たしていない場合は、算定できません。
- ・従業者の勤務実績管理は、毎月確実に行ってください。
- ・令和6年度の報酬改定で「児童指導員等加配加算」「専門的支援加算」の見直し、 整理が行われます。

算定に当たっては、十分留意してください。

- ○児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて、「児童指導員等加配加算」の要件を満た していないにもかかわらず、加算を請求しているケースが見られた。
- ○指定基準上の日ごとの配置に加えて配置された従業者について、常勤換算による算定で 1以上配置している場合に算定すること。
- ○令和6年度の報酬改定で、専門職による支援の評価は「専門的支援加算」により行われ、 「児童指導員等加配加算」では経験のある人材の活用・評価を推進する観点から、配置 形態(常勤・非常勤等)や経験年数に応じて評価が行われる。

3 主な指摘事項 ② 勤務体制の確保等

現状及び問題点

× 当該事業所の複数の職務に従事する従業者について、職 種毎の勤務時間が明確に区分されていない。

(当該事業所及び同一法人の別の事業所の事業の複数の職種に従事する従業者について、それぞれの事業所・職種毎に勤務時間を明確に区分していない。)

是正改善・指摘事項

○ 指定事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、 従業者の日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、 管理者との兼務関係等を明確にすること。 **刈象事**

全事業

法 的 銀 ・施

- ・サービス条例第35条、第71条、 第201条、第202条の21
- ·施設条例第54条
- · 地域相談省令第28条
- · 計画相談省令第20条
- ·障害児相談省令第20条
- · 通所支援条例第40条

ポイント

・従業者の配置について、複数の職務を兼務している者については、勤務時間が重複していないか等確認し、適正な配置となるようにしましょう。

- ○「勤務体制の確保等」についてである。
- ○兼務している従業者について、職務ごとに勤務時間を管理していない事例が散見された。 常勤換算法により配置することとされている職種である場合、時間が区分されていなければ適正な配置であるかどうか確認できないため、勤務管理は適正に行うこと。

2 主な指摘事項 ③ 賃金・工賃の支払い

現状及び問題点

× 生産活動に従事している利用者に支払う賃金・工賃が、 生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控 除した額に相当する金額となっていない。

是正改善・指摘事項

○ 生産活動に従事している利用者に支払う賃金・工賃は、 当該事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に 相当する金額となるようにすること。

対象事業

- 生活介護
- · 就労移行支援
- ·就労継続支援A型
- ·就労継続支援B型

法的根据

- ・サービス条例第88条、第181条、 第190条
- · 施設条例第40条
- ・就労支援等の事業に関する 会計処理の取り扱いについて (平成18年10月2日厚生労働 省社会・援護局長通知)

ポイント

- ・指定基準において、<u>就労継続支援A型事業所</u>は賃金・工賃に訓練等給付費を充てては ならない旨が記載されています。
 - この基準を満たせない場合、経営改善計画書等を作成し、経営改善に取り組んでいただくこととなります。
- ・<u>就労継続支援B型事業所</u>についても、令和6年度の改正で指定基準に<u>自立支援給付費を充ててはならない</u>旨が記載されます。

10

- ○「賃金・工賃の支払い」についてである。
- ○生産活動を実施する事業において支払われる賃金・工賃について、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額となっていないケースが見られた。
- ○就労支援事業(就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業)に おける会計処理に当たっては、社会福祉法人は社会福祉法人会計基準、社会福祉法人以外 の法人は就労支援事業会計処理基準の定めるところにより、生産活動に係る会計とその他 の活動に係る会計を区分すべきことが定められている。
 - ※対象事業は次のとおりです。

強制適用:就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援

任意適用:生活介護(生産活動を実施する場合)

就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業においては、就労支援事業会計が適正に 運用されていなければ、基本報酬の算定に影響を及ぼす場合もありうる。

就労支援事業会計の取扱いについては、「就労支援事業会計の運用ガイドライン」を参照 し、適正な取扱いに留意していただきたい。

○なお、生活介護において生産活動を行う場合の就労支援事業会計の作成は任意となるが、 工賃算定に当たっての原則は同じであることから、生産活動に係る収支の管理は適正に行 うこと。

2 主な指摘事項 ④ サービスの提供の記録

現状及び問題点

- × サービスの提供の記録について、利用者の確認を受けて いない。
- △ サービスの提供の記録について、利用者の確認を後日ま とめて受けている。

是正改善・指摘事項

○ サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、内 容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。

ポイント

- ・サービスの提供の都度記録を作成し、利用者の確認を受 けましょう。
- ※療養介護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、施設入所支 援は後日一括して記録を作成することも可能です。

業

拠

計画相談支援及び障害児相 談支援以外の事業

根

- サービス条例第21条、第56条、
- ·施設条例第28条
- · 地域相談省令第15条
- ·通所支援条例第23条



11

- ○「サービスの提供の記録」についてである。
- ○提供の都度記録の作成が必要なサービスにおいて、都度記録を作成していないケースや、 後日一括して記録を作成し、利用者の確認をまとめて受けているケースもあった。 特に、訪問系サービスにおいて、記録の作成をしているが、利用者の確認を受けていない ケースが散見された。

障害福祉サービスの指定基準においては、サービスの提供の都度記録しなければならない こと、記録に際しては、利用者から提供を受けたことの確認を受けなければならないこと が規定されているので、適正な取扱いに留意すること。

- ○サービスを提供した際は、提供日、サービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等 の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービス提供の都度記録すること。
 - ※療養介護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、施設入所支援については、一括して記録を 作成することも可能です。

2 主な指摘事項 5 変更の届出

現状及び問題点

× 事業所の平面図の変更に伴う届出を行っていない。

是正改善・指摘事項

○ 事業者は、当該指定に係る<u>事業所の名称及び所在地その他施行規則で定める事項</u>に変更があったときは、施行規則に定めるところにより、10日以内に、その旨を市(障がい者支援課)に届け出ること。

ポイント

・事業所内の改修や訓練・作業室等の設備の用途に変更が あった場合についても、変更後10日以内に届け出を行い ましょう。 対象事業

法

根

- ・全事業
- · 法第46条
- ・法施行規則第34条の23
- 児童福祉法第21条の5の20
- ・児童福祉法施行規則第18条 の35



- ○「変更の届出」についてである。
- ○事業所の平面図に変更があった際に届出を行っていない事例があった。
- ○<u>次の事項に変更があったとき</u>は、市(障がい者支援課)に10日以内に届け出ることとなっている。
 - ①事業所(施設)の名称及び所在地
 - ②申請者(設置者)の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び 職名
 - ③申請者の登記事項証明書又は条例等(就労継続支援A型は、定款・寄附行為等も)
 - ④事業所(施設)の平面図(※各室の用途を明示するものとする)及び設備の概要
 - ⑤事業所(施設)の管理者及びサービス提供責任者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・相談支援専門員)の氏名及び住所
 - ⑥運営規程
 - ⑦介護給付費等の請求に関する事項
 - ⑧協力医療機関の名称及び診療科目並びに当該医療協力機関との契約内容
- ○事業の休止・廃止をしようとするときは、休止・廃止予定日の1月前までの届け出ること。

2 主な指摘事項 ⑥ 虐待の防止(虐待等の禁止)(1)

現状及び問題点

- × 虐待の防止のための対策を検討する委員会(<u>虐待防止委</u> <u>員会)が開催されていない</u>。
- △ 虐待防止委員会を開催しているが、<u>結果について従業者</u> に周知していない。

是正改善・指摘事項

○ 虐待防止委員会を<u>定期的(少なくとも | 年に | 回以上)</u><u>に開催</u>するとともに、その結果について、<u>従業者に周知徹</u>底を図ること。

・全事業

法的根拠

象事業

- ・サービス条例第42条の2
- ・施設条例第66条の2
- ・地域相談省令第36条の2
- ・計画相談省令第28条の2
- ・障害児相談省令第28条の2
- · 通所支援条例第47条

ポイント

- ・虐待防止委員会の役割は、「虐待防止のための計画づくり」「虐待防止のためのチェックとモニタリング」「虐待発生後の検証と再発防止策の検討」の3つがあります。
- ・虐待の防止については、資料3「障害者虐待の防止について」おいても説明しています。
- ・令和6年度の報酬改定において、《虐待防止措置未実施減算》が新設される予定です。

- ○「虐待の防止(虐待等の禁止)」についてである。
- ○令和6年度の報酬改定において<mark>《虐待防止措置未実施減算》</mark>が新設される予定であること から、虐待の防止のための措置が適正にとられているか、今一度確認していただきたい。
- ○虐待防止委員会を設置していない事業所や、委員会を設置・開催しているものの、その結果について従業者に周知徹底されていない事業所も見られた。
- ○虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、 専任の虐待防止担当者(必置)を決めておく必要がある。 構成員は利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者を加えることが望ましく、 また、法人単位での設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。 なお、身体拘束適正化委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。
- ○委員会の具体的な対応としては次のような対応を想定している。
 - 1 虐待(不適切な対応事例も含む)が発生した場合に報告するための様式を整備すること
 - 2 従業者は虐待の発生毎に記録し、1の様式に従い虐待について報告すること
 - 3 委員会は報告された事例を集計し、分析すること。事例の分析に当たっては、発生時の 状況を分析し、発生原因・結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること
 - 4 労働環境・条件について確認するための様式を整備し、その内容を集計・報告し、 分析すること
 - 5 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること
 - 6 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること
- ○「虐待防止のための指針」の作成が望ましい

3 主な指摘事項 ⑥ 虐待の防止(虐待等の禁止)(2)

現状及び問題点

- × 従業者に対する虐待防止のための研修を定期的に実施し ていない。
- △ 従業者に対する虐待防止のための研修を定期的に実施し ているが、その実施内容について記録していない。

是正改善・指摘事項

- 全従業者に対して、虐待防止のための研修を定期的(年 1回以上)に実施すること。
- 研修の実施内容について記録すること。

象 事 業

的

根

・サービス条例第42条の2

全事業

- ・施設条例第66条の2
 - ・地域相談省令第36条の2
 - 計画相談省令第28条の2
- ・障害児相談省令第28条の2
- · 通所支援条例第47条

ポイント

- ・職員教育を組織的に徹底させていくために、定期的な研修を実施するとともに、新規 採用時には必ず実施することが重要です。
- ・直接支援にあたる職員だけではなく、全従業者(事務担当者、調理員等も含む)に対 して実施してください。
- ・研修の実施内容について、記録することが必要です。

- ○虐待防止のための研修を実施していない事業所が見られた。 また、実施した研修の内容について記録をしていない事業所も散見された。
- ○虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した場合は当 該指針に基づき、虐待防止の徹底を図ること。
- ○研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、また協議会又は基幹 相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。

2 主な指摘事項 7 会計の区分

現状及び問題点

- × <u>事業の会計が他事業の会計と区分されていない</u>。
- △ 事業の会計について、収入は他事業の会計と区分しているが、支出は区分されていない。

是正改善・指摘事項

○ 会計の処理に当たっては、他事業の会計と区分し、<u>事業</u> ごとに収支を明らかにする。 **对象事**

療養介護、医療型児童発達 支援以外の事業

法的根

- サービス条例第43条
- ·施設条例第67条
- · 地域相談省令第37条
- · 計画相談省令第29条
- ·障害児相談省令第29条
- ·通所支援条例第55条
- ・介護保険の給付対象事業に おける会計の区分について (平成13年3月28日老振発第18 号)

ポイント

- ・同じ拠点で複数のサービスを運営する事業所等であっても、<u>それぞれの指定サービス</u>ごとに、収入・支出のいずれについても会計を区分する必要があります。
- ・就労支援事業会計の対象事業は、生産活動に係る会計について就労支援事業会計処理 基準(社会福祉法人は社会福祉法人会計基準)の定めるところにより会計処理を行う こととされています。

- ○「会計の区分」についてである。
- ○療養介護と医療型児童発達支援を除く全ての事業について、他事業と会計を区分することが求められている。訪問系サービスや多機能型事業所など複数の事業を一体として実施している場合も例外ではなく、明確に分離できない経費などは按分することとなる。

2 主な指摘事項 8 個別支援計画の作成

現状及び問題点

- × サービス管理責任者が担当する個別支援計画の作成に関する一連 の業務について、適切に行っていない。
- × 個別支援計画を作成せずにサービス提供を行っている期間がある。

是正改善・指摘事項

- サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る業務を適切に 行うこと。
- サービス管理責任者(サービス提供責任者、児童発達支援管理責任者) は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針等を記載した個別支援計画を作成し、事業者は、当該計画に基づき、利用者に対してサービスを提供すること。

対 ・訪問系サービス ・日中活動系サービス (短期)

- 入所除く)
- ・居住系サービス・障害児通所支援

法 ·サー 的 第12

事

根

- ・サービス条例第28条、第61条、 第122条
- ·施設条例第34条
 - ·通所支援条例第29条
- ·報酬告示別表第5 他
- ·通所支援報酬告示別表第1

ポイント

- ・指定基準においては、個別支援計画の作成に関する一連の業務はサービス管理責任者が行うことと なっています。
- ・指定サービスは個別支援計画に基づいて提供されるものなので、サービス管理責任者が適切なプロセスを経て作成することが重要です。
 - ※令和6年度の基準改定で、個別支援計画作成のプロセスに、利用者の意思決定支援を推進するための項目が追加されています。
- ・個別支援計画が適切に作成されていない場合は、<u>減算(日中活動系、居住系、障害児通所)又は報酬</u> 返還(訪問系)となる場合があります。

- ○「個別支援計画の作成」についてである。
- ○個別支援計画をサービス管理責任者が作成していなかった事業所や、サービスの利用を開始した月の翌月以降に作成している事業所があった。
- ○個別支援計画はサービス提供の根拠となるもので、サービス提供前に作成することが必要 となる。作成していない場合は給付費の減算又は全額返還となる場合があるので、注意す ること。
- ○令和6年度の基準改定では、利用者の意思決定支援を推進するため、サービス担当者会議及び個別支援会議について、障害者本人の参加を原則とし(本人の心身の状況によりやむを得ない場合を除く)、会議において本人の意向等を改めて確認することが規定されるので、個別支援会議等の開催の際には留意すること。
- ○また、障害福祉サービス事業所等が作成した個別支援計画について、利用者だけでなく、 指定特定(障害児)相談支援事業所にも交付しなければならない旨が規定される。 これまでも相談支援専門員が作成したサービス等利用計画(障害児支援利用計画)を利用 者及び福祉サービス担当者に交付しているところであり、情報共有に努めていただきたい。
- ※ 個別支援計画の作成等については、資料 1 「指定障害福祉サービス事業に係る留意事項について」の「④サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の役割について」においても説明しているので、参考とすること。

3 主な指摘事項 9 人員配置等

現状及び問題点

- × 指定基準に規定されている従業者及び員数が、適正に配置 されていない。
- × 事業所に置くべき児童発達支援管理責任者について、 I 人 以上が専任かつ常勤となっていない。

是正改善・指摘事項

- 指摘基準に規定されている従業者及び員数を配置すること。
- 事業者が事業所に置くべき児童発達支援管理責任者のうち、

I人以上は専任かつ常勤とすること。

対 象

法 的 根

- · 全事業
- ・サービス条例第7条 他
- ·施設条例第6条 他
- · 地域相談省令第3条 他
- · 計画相談省令第3条 他
- · 障害児相談省令第3条 他
- · 通所支援条例第7条 他

ポイント

- ・職員の配置にあたっては「専任」「専従」「常勤」等の要件がある職種に注意しましょう。
- ※訪問系サービスにおいては、一体的に運営する訪問系サービス内の利用者数の合計等に応じ て配置できます。
- ※多機能型の障害児通所支援においては、「合わせて定員○名」としている場合は、その事業 の利用者数の合計に応じて配置できます。

- ○「人員配置等」についてである。
- ○従業者の配置について、指定基準に規定されている職種や員数が配置されていない事業所 があった。
- ○また、「専任」「専従」「常勤」といった要件がある職種について、指定基準に規定され た要件を満たしていない事業所があった。
- ○多機能型事業所においても、兼務が認められていない職員については、職種毎の勤務実績 の管理が必要となるので、人員配置の段階で各事業への割り振りについて決定しておくこ と。
- ○なお、訪問系サービスでは、サービス提供責任者は一体的に運営する訪問系サービス内の 利用者数の合計等に応じて配置(例えば、居宅介護30名、同行援護10名の場合、利用者40 人とみなして必要数を配置)でき、従業者の常勤換算は訪問系サービスに従事した合計で 2.5を満たせていればよい。
- ○また、多機能型の障害児通所支援では、定員を「合わせて○名」としている場合は、利用 者数の合計に応じて配置(例えば、児童発達支援と放課後等デイサービスで合わせて定員 10名としている場合は、両事業のその日の利用者数の合計に応じて必要数を配置)できる。

2 主な指摘事項 10 利用者負担額等の受領

現状及び問題点

- × 利用者から利用者負担額又は指定サービスにおいて提供される便 宜に要する費用の支払いを受けた時に、領収証を交付していない。
- × 利用者から徴収しているその他の日常生活費等が実費相当額と なっていない。

是正改善・指摘事項

- 利用者から利用者負担額等の支払いを受けた場合は、当該利用者 に対し、領収証を交付すること。
- その他の日常生活費は、その対象となる便宜を行うための実費相 当額の範囲内で受領し、過大に徴収した額については返還すること。

ポイント

- ・利用者負担額を口座振替等により受領した場合であっても、 領収証を交付してください。
- ・その他の日常生活費については、事前に十分な説明を行い、 同意を得たうえで徴収してください。
- ・概算で費用を徴収した場合は、精算し、その額が実費相当額 の範囲内となるようにしてください。

象事 業

全事業

法 的 根 拠

- サービス条例第25条、第59条
- ·施設条例第32条
- · 地域相談省令第18条
- · 計画相談省令第14条
- ·障害児相談省令第14条
- ·通所支援条例第27条



18

- ○「利用者負担額等の受領」についてである。
- ○利用者負担額等の費用の支払いを受けた際に、領収証を交付していない事業所があった。 《領収証を交付していなかった事例》
 - ・生産活動を行っている事業所において賃金・工賃からの控除により徴収している場合
 - ・口座振替等により現金以外で徴収している場合 など

利用者負担額等の支払いを受けた場合は、支払方法に関わらず、領収証を交付すること。

○その他の日常生活費を概算で徴収し、精算した結果、徴収額が実費相当額以上となってい たにもかかわらず、返還していない事業所があった。

概算で費用を徴収した場合は精算し、その結果徴収した額が過大であった場合は、利用 者へ返還する必要がある。

なお、返還に当たっては、返還したことを証する書面を作成し、利用者から署名又は捺印 を受けること。

2 主な指摘事項 【参考】他都市における行政処分事例(1)

指定取消

事例1:A市の事例

○事業種別 共同生活援助

○処分事由

訓練等給付費の不正請求

サービス管理責任者が個別支援計画の作成に係る一連の業務を行っていなかった。そのため、 個別支援計画が未作成の状態であったにも関わらず、個別支援計画未作成減算を適用せず、 訓練等給付費を不正に請求し受領した。

- ・虚偽の報告
- ①従業者の履歴書及び雇用契約書、給与明細書について、市に虚偽の書類を作成し提出した。
- ②法人代表への聴き取りで、虚偽の報告を行った。
- ③個別支援計画に関する書類をサービス管理責任者が作成したかのように装い、市に虚偽の書類を作成し提出した。
- ・不正の手段による指定

人員配置基準を満たすため、新規指定申請時に常勤として勤務予定のない者の名義を使用し、 その者を管理者として配置するとして、市に虚偽の申請書を提出し、指定を受けた。

- ○参考として、他都市における行政処分事例を紹介する。
- ○行政処分事例の一つ目は、A市の共同生活援助事業所の事例で、指定取消となっている。
- ○複数の処分事由が重なったものとなっており、その内容を列挙すると、
 - ・訓練等給付費の不正請求(根拠法令:法第50条第1項第5号)
 - サービス管理責任者が個別支援計画、個別支援計画の原案、モニタリング記録表、サービス 担当者会議録を作成していなかった。そのため、サービス管理責任者が作成した個別支援計画 等が無い状態で指定共同生活援助を提供していたにも関わらず、個別支援計画未作成減算を 適用せず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。
 - · 虚偽の報告(根拠法令:法第50条第1項第6号)
 - ①従業者の履歴書及び雇用契約書、給与明細書について、市に虚偽の書類を作成し提出した。
 - ②法人代表への聴き取りで管理者が常勤で働いているかのように装うため、虚偽の報告を行った。
 - ③個別支援計画に関する書類を実際は別の職員が作成しているにも関わらず、サービス管理 責任者が作成したかのように装い、市に虚偽の書類を作成し提出した。
 - ・不正の手段による指定(根拠法令:法第50条第1項第8号)
 - 人員配置基準を満たすため、新規指定申請時に常勤として勤務予定のない者の名義を使用し、 その者を管理者として配置するとして、市に虚偽の申請書を提出し、指定を受けた。

2 主な指摘事項 【参考】他都市における行政処分事例(2)

指定取消

事例2:B県の事例

- ○事業種別 就労継続支援B型
- ○処分事由
 - · 設備基準違反
 - 事業所として届け出た建物と異なる建物を訓練・作業室として使用していた。
 - ·運営基準違反
 - ①訓練等給付費を工賃に充当し、上乗せして支払っていた。
 - ②管理者兼サービス管理責任者が事業所の業務内容を把握しておらず、管理者及びサービス管理責任者としての責務を十分果たしていなかった。
 - 不正請求
 - ①訓練等給付費を工賃に充当し、高い区分の報酬単価で基本報酬等を請求していた。
 - ②施設外就労の要件を満たさないにもかかわらず、施設外就労加算を請求していた。
 - ③施設外就労の要件を満たさないことにより定員を超過しているにもかかわらず、定員超過 減算を適用せず、訓練等給付費を請求していた。
 - ・虚偽報告
 - ・出頭拒否
 - ・著しく不当な行為

- ○二つ目は、B県の就労継続支援B型事業所の事例で、指定取消となっている。
- ○複数の処分事由が重なったものとなっており、その内容を列挙すると、
 - ・設備基準違反(根拠法令:法第50条第1項第4号)
 - 事業所として届け出た建物と異なる建物を訓練・作業室として使用していた。
 - · 運営基準違反(根拠法令:法第50条第1項第4号)
 - ①生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業の経費を控除した額に相当する額を工賃として支払 わなければならないところ、訓練等給付費を工賃に充当し、上乗せして支払っていた。
 - ②事業所の業務内容を把握し、従業者に指定障害福祉サービス基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令等を行う必要のある管理者兼サービス管理責任者が、業務内容を把握しておらず、管理者及びサービス管理責任者としての責務を十分果たしていなかった。
 - ·不正請求(根拠法令:法第50条第1項第5号)
 - ①訓練等給付費を工賃に充当し、高い区分の報酬単価で基本報酬等を請求していた。
 - ②施設外就労の要件を満たさないにもかかわらず、施設外就労加算を請求していた。
 - ③施設外就労の要件を満たさないことにより定員を超過しているにもかかわらず、定員超過減算を適用せず、訓練等給付費を請求していた。
 - ·虚偽報告(根拠法令:法第50条第1項第6号)
 - 出入り禁止となっていた元代表について、運営に深く関与しているにもかかわらず、県に対し無関係である旨の虚偽の回答を続けていた。
 - ・出頭拒否(根拠法令:法第50条第1項第5号)
 - 元代表に出頭を求めたところ、正当な理由なく出頭せず本人から一切連絡もなかった。
 - ・著しく不当な行為(根拠法令:法第50条第1項第5号)
 - ①代表の度重なる変更や訓練・作業室の変更等について、法に基づく届出を著しく遅延、若しくは指導を 受けたにもかかわらず、以降も届出をしなかった。
 - ②行政処分を検討するにあたって、役員のうちに前5年以内に不正又は著しく不当な行為をした者がいた。

2 主な指摘事項 【参考】他都市における行政処分事例(3)

事例3:C県・D市の事例

- ○事業種別 放課後等デイサービス
- ○処分事由(C県)
 - ・不正の手段による指定
 - ①指定申請の際に、常勤かつ専任の児童発達支援管理責任者(以下「児発管」という。)の確保の見通しがないにもかかわらず、同一法人の他の事業所の児発管であった法人代表者を、一時的に当該事業所の児発管として配置し、あたかも確保できているかのように装い、指定を受けた。

指定取消

- ②常勤職員として配置する予定ではなかった保育士等を、常勤職員として配置するとした事実 と異なる書類を作成して、虚偽の指定申請をし、指定を受けた。
- ○処分事由(D市)
 - ・給付費の不正請求
 - ①児発管が常勤で勤務していなかった期間について、出勤簿等の記録を改ざんし、児童発達支援 管理責任者欠如減算を適用せずに給付費を請求していた。
 - ②児童指導員又は保育士の人員配置基準を満たしていなかった期間について、出勤簿等の記録 を改ざんし、サービス提供職員欠如減算を適用せずに給付費を請求していた。

- ○三つ目は、C県及びD市の放課後等デイサービス事業所の事例で、指定取消となっている。
- ○C県の処分事由の内容としては、
 - ・不正の手段により児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けた(根拠法令:児童福祉法第21条の5の24第1項第8号)
 - ①児発管は、各事業所に常勤かつ専任で1人以上配置しなければならないところ、児発管の確保の見通 しがないにもかかわらず、事業者が既に設置していた別の指定障害児通所支援事業所の児発管で あった法人代表者を、一時的に事業所の児発管として配置し、あたかも確保できているかのよう に装い、指定を受けた。
 - ②常勤の保育士等を1人以上配置しなければいけないところ、常勤職員として配置する予定ではなかったにもかかわらず、常勤職員として配置するとした事実と異なる書類を作成して虚偽の指定申請をし、指定を受けた。
- ○D市の処分事由の内容としては、
 - ・給付費の不正請求(根拠法令:児童福祉法第21条の5の24第1項第5号)
 - ①令和2年11月~令和3年9月の間、児発管が常勤で勤務していないにもかかわらず、出勤簿等の 記録を改ざんし、児童発達支援管理責任者欠如減算を適用せずに給付費を請求していた。
 - ②令和4年8月~令和4年12月の間、児童指導員又は保育士の人員配置基準を満たしていないにもかかわらず、出勤簿等の記録を改ざんし、サービス提供職員欠如減算を適用せずに給付費を請求していた。
- ○ここに記載した事例はほんの一例であり、どこの都市でも起こり得るものである。
 - また、今回紹介したような事例については、不正に受給した介護給付費等に加算額加えた額を返還請求されている場合が多い。
 - 各事業所においては、今一度事業運営を見直し、処分を受けることのないよう気を付けていただきたい。

3 指導監査について ① 指導と監査

指 導 障害者総合支援法第10条、児童福祉法第57条の3の2

- ・指定基準に定めるサービス等の取扱い、給付費の請求等について<u>周知徹底</u>を図ることを目 的とする。
- ・その手法として、原則事業所において行う運営指導と講習等により行う集団指導がある。
- ・運営指導は<u>概ね3年に I 度の頻度</u>で実施する。但し、<u>運営等に重大な問題</u>があると認められる場合は、毎年実施する等して、指導の重点化を図る。
- ※「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」及び「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」の一部改正により、 今後「実地指導」が「運営指導」に改められる予定ですので、ここでは「運営指導」と記載しています。

監査 障害者総合支援法第48条、第51条の27 児童福祉法第21条の5の22、第24条の34

・<u>指定基準違反等(下記参照)</u>が疑われる場合に、<u>事実関係を的確に把握し、公正かつ適切</u>な措置をとることを目的とする。

指定基準違反等が疑われる場合とは

- ・事業者のサービス等の内容等について、<u>行政上の措置(次頁参照)</u>に該当する内容である と認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合
- ・給付費の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合

- ○指導監査の制度について概要の説明である。
- ○指定障害福祉サービス事業者等への指導監査については、「指導」と「監査」の大きく2つに分かれる。いずれも障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)、児童福祉法に基づくものとなっている。
- ○「指導」は、指定基準に定めるサービス等の取扱い、給付費の請求等について周知徹底を図ることを目的に実施している。その手法として、原則事業所において行う「運営指導」と講習等により行う「集団指導」があり、「運営指導」は概ね3年に1度の頻度で実施している。但し、運営等に重大な問題があると認められる場合は、毎年実施する等して、指導の重点化を図っている。
- ○「監査」は、指定基準違反等が疑われる場合に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な 措置をとることを目的に実施している。なお、ここでいう「指定基準違反等が疑われる場 合」とは、
 - ・行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合
 - ・給付費の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合 を指している。
- ※「行政上の措置」については、次頁において解説。

3 指導監査について ② 行政上の措置

重 行 政 処 行政 指

軽

・<u>指定基準等に違反</u>している場合(<u>特に悪質</u>な場合)。

指定取消・サービスが提供できなくなり、欠格事項(5年間指 定・更新ができない)の対象となることがある。

・指定基準等に違反している場合(悪質な場合)。

効力停止・一定期間サービスが提供できなくなる。報酬の全部、 または一部を減額する場合もある。

改善命令・正当な理由なく、改善勧告に従わない場合。

改善勧告・指定基準等に違反している場合。

行政上の措置

文書指導 · 指定基準等に違反している場合(利用者処遇に影響 がない等の場合)。

口頭指導・助言・指定基準等への対応が不十分な場合など。

- ○運営指導や監査の結果、指定基準等に違反している場合や、指定基準等への対応が不十分 な場合、下記の行政処分や行政指導が行われる。
- ○行政処分は、重い方から順に ・指定取消 ・効力停止 ・改善命令 の3種類である。
- ○「指定取消」と「効力停止」は指定基準等の違反が悪質な場合に行われ、「指定取消」の 場合、サービスが提供できなくなるのに加え、組織的な関与が認められた場合などは、事 業者及びその役員について5年間指定又は更新ができない「欠格事項」の該当となる場合 がある。「効力停止」は、一定期間指定の効力の全部又は一部を停止するもので、その停 止の範囲は、利用者の受け入れのほか報酬請求も含まれる。「改善命令」は、下記の「改 善勧告」について正当な理由なく従わない場合に行われ、併せてその旨が公表される。
- ○行政指導は、重い方から順に ・改善勧告 ・文書指導 ・口頭指導 ・助言 の4種類である。
- ○「改善勧告」は、指定基準等に違反しているものの悪質ではなく、かつ「文書指導」以下 の対象に収まらない場合に行われる。「文書指導」は指定基準等の違反のうち、利用者の 処遇に影響がない等の場合に行われる。「口頭指導」と「助言」は、指定基準等の違反と までは言えないものの、その対応が不十分な場合などに行われる。
- ○なお、前頁の「行政上の措置」とは、行政処分及び行政指導のうち改善勧告を指す。

3 指導監査について ③ 遵守すべき法令等

- ○指定基準 (個々の名称についてはP25・26参照)
- ・指定事業を実施するために必要な「人員」「設備」「運営」等に係る基準を定めたもの。
- ・<u>違反</u>した場合は、<u>行政処分・指導の対象</u>となったり、<u>報酬が減額</u>される場合がある。
- ・解釈通知も参照すること。
- ○報酬告示(個々の名称についてはP25・26参照)
- ・指定事業を実施した際に請求できる給付費の額を定めたもの。
- ・本告示に定められた要件を満たさずに請求した場合、返還対象となる。
- ・留意事項通知やQ&Aも参照すること。

○その他通知等 (一部を例示)

- ・会計の区分(全事業):介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月 28日老振発第18号)
- ・非常災害(日中活動系、居住系事業):障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常 災害時の体制整備の強化・徹底について(平成28年9月9日障障発0909第1号)
- ・就労系事業全般:就労移行支援事業、就労継続支援(A型、B型)における留意事項について (平成19年4月2日障障発第0402001号)
- ・就労会計(生産活動を行う事業): 就労支援等の事業に関する会計処理の取り扱いについて (平成18年10月2日厚生労働省社会・援護局長通知)
- ・虐待防止(全事業):障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(令和2年10月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室)

- ○各事業者においては、障害者総合支援法、児童福祉法といった基本的な法令を遵守することのほか、指定事業を行うに当たっては「指定基準」と「報酬告示」を遵守することが重要になる。
- ○「指定基準」は、指定事業を実施するために必要な「人員」「設備」「運営」等に係る基準を定めたものであり、本基準に違反した場合は、前頁のとおり行政処分・行政指導の対象となったり、報酬が減額される場合がある。 取扱いについては、解釈通知も参照すること。
- ○「報酬告示」は、指定事業を実施した際に請求できる給付費の額を定めたもので、本告示 に定められた要件を満たさずに請求した場合、返還対象となるので、よく注意すること。 請求の際は、本告示の留意事項通知やQ&Aも参照すること。
- ○「その他通知等」について、重要な通知はいくつもある中で、ここに一部を例示している。 関連事業を実施している際は必ず関係する通知の内容を確認すること。
- ※各事業に関する指定基準、報酬告示については、P25・26に名称を掲載。

4 その他 ① <参考> 指定基準及び解釈通知一覧

指定基準(市条例又は厚生労働省令)

事業種別	名称	略称	
指定障害福祉サービス	青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	サービス条例	
指定障害者支援施設	青森市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	施設条例	
指定地域相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談 支援の事業の人員及び運営に関する基準	地域相談支援省令	
指定特定相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談 支援の事業の人員及び運営に関する基準	計画相談支援省令	
指定障害児相談支援	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	障害児相談支援省令	
指定障害児通所支援	青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	通所支援条例	

解釈通知

事業種別	名称	略称
指定障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について	サービス解釈通知
指定障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について	施設解釈通知
指定地域相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談 支援の事業の人員及び運営に関する基準について	地域相談支援解釈通知
指定特定相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談 支援の事業の人員及び運営に関する基準について	計画相談支援解釈通知
指定障害児相談支援	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について	障害児相談支援解釈通知
指定障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について	通所支援解釈通知

25

○遵守すべき「指定基準」及び「報酬告示」の一覧である。(P24関係)

4 その他 ②〈参考〉報酬告示及び留意事項通知一覧

事業種別	名称	略称	
指定障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉	サービス報酬告示	
指定障害者支援施設	サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 -	
指定地域相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談 支援に要する費用の額の算定に関する基準	地域相談支援報酬告示	
指定特定相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談 支援に要する費用の額の算定に関する基準	計画相談支援報酬告示	
指定障害児相談支援	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準	障害児相談支援報酬告示	
指定障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関 する基準	通所支援報酬告示	
留意事項通知			
事業種別	名称	略称	
指定障害福祉サービス			
肯定障害者支援施設	- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 - サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制	空音東 佰涌知	
指定地域相談支援	田心于大地和		
指定特定相談支援	Ī		

○前頁に引き続き、遵守すべき「指定基準」及び「報酬告示」の一覧である。(P24関係)

する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

指定障害児相談支援

指定障害児通所支援

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関 通所支援等留意事項通知

4 その他 ③<参考>事業別実施事業所数等(青森市)

		対象事業所	実施事業	所	うち文書指導あり			
		(R6,1,1现在)	実施率) - X = H + 4) /	文書指導率	うち報酬返還あり	報酬返還指導率
	居宅介護	(Ko.1.1964)	26	31%	10	38%	1	49
訪問系	重度訪問介護	84	26	31%	10	38%	2	89
	行動援護	5	3	60%	1	33%	0	
	同行援護	9	4	44%	3	75%	0	09
	小計	182	59	32%	24	4196	3	59
В	療養介護		0	0%		-		-
	生活介護	38	11	29%	6	55%	3	279
	短期入所	17	4	2496	0	096	0	09
	自立訓練(機能訓練)	3	0	0%		-		-
中	自立訓練(生活訓練)	12	4	33%	2	50%	1	259
活動系	就労移行支援	7	3	43%	2	67%	1	339
	就労継続支援A型	23	7	30%	7	100%	2	299
	就労継続支援B型	51	16	3196	13	8196	7	449
	就労定着支援	4		25%	0	0%	0	09
	小計	156	46	29%	30	65%	14	309
\blacksquare	施設入所支援	12	4	33%		25%	- 1	259
居	共同生活援助	35	11	31%	8	73%	3	279
住	宿泊型自立訓練	4	2	50%		50%	0	09
系	自立生活援助	1	- 1	100%	1	100%	0	09
	力á小 十	52	18	35%	11	61%	4	229
	地域移行支援	18	9	50%	2	22%	0	09
相談	地域定着支援	18	7	39%	2	29%	0	09
政支	計画相談支援	38	7	18%	2	29%	0	09
援	障害児相談支援	22	6	27%	2	33%	0	09
100	小計	96	29	30%	8	28%	0	09
障	児童発達支援	37	10	27%	7	70%	2	209
害	医療型児童発達支援	1	0	0%	-	-		-
児通所支	放課後等デイサービス	50	14	28%	9	64%	2	149
	保育所等訪問支援	13	7	54%	4	57%	0	09
	居宅訪問型児童発達支援	2	0	0%	-			-
援	小計	103	31	30%	20	65%	4	139
	合計	589	183	31%	93	51%	25	149

○青森市において本年度実施した実地指導の結果状況である。 (P2に掲載のデータの事業別内訳)